

やむを得ず運転免許証の有効期限が経過した方への受験案内 (いわゆる「やむを得ず失効」の方)

運転免許課 試験係

海外滞在や病気などのやむを得ない理由のため、免許証の有効期間内に免許証の更新することができなかった方にとっては、その期間を満了した日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しない間に、更新することができなかったことを証明できる疎明資料を提出すると、適性試験（視力試験等）合格後、更新時の講習と同様の講習を受けることにより、新しい免許証が交付されます。

また、免許失効後6月以内に、その事情がやんだ日から1月以内に証明資料の提出をすれば、免許証の経歴及び講習区分が継続されます。ただし、失効後6月を過ぎてこの制度の適用を受けた方は、初心運転者（初心者マーク表示義務があり、違反点数3点以上になると再試験制度の対象者）となります。

■ 受験申請の手続

(1) 受付日 月曜日から金曜日

※ 祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

(2) 受付時間 午前8時30分から午前9時00分まで 又は
午後1時00分から午後1時30分まで

(3) 受付場所 奈良県橿原市葛本町120-3
奈良県警察本部交通部運転免許課 試験係

(4) 申請に必要なもの

- ア 住民票等 . . . 公印が入った本籍地の記載した住民票で、発行日は申請前6月以内のもの1通。
但し、国内に住民票等をおいてない方にとっては、戸籍抄本または本籍地の記載した住民票の除票1通と居住証明書1通が必要です。詳しくは試験係へお問い合わせください。
なお、居住証明書は県警のホームページから雛形をダウンロードできます。
- イ 写真 申請前6月以内に撮影した縦3cm、横2.4cmの免許申請用のもの1枚
- ウ 失効した免許証
※紛失時は、当日手続できない場合があります。
- エ 更新通知はがき
- オ やむを得ない理由を証明する資料

- ・ 海外滞在の場合 パスポート（※更新、紛失の場合は当課へお尋ねください。）
（免許の効力を失った時の出国、最終帰国の状況を確認しますので、日本での出入国スタンプが押印されてあるかをご確認してください。
顔認証ゲートを通過された方は「顔認証ゲートを通過した場合の留意事項について」を参照してください。）

※海外滞在が理由の方は滞在国の運転免許証又は運転経歴証明書をお持ちの方は持参ください。

- ・ 災害の場合 市町村長の発行する証明書
- ・ 病気や負傷の場合 診断書（入院期間や当時運転ができなかったことを証明するもので、申請時には運転できることを証明するもの。）
（病名、初診日、運転可能となった日の記載が必要です。）
- ・ 法令の規定により身体を拘束されていた場合 . . . 在所（監）証明書

カ 講習等受講証明書（高齢者講習、特定任意講習等の更新時講習を受講された方。）

キ 筆記用具（黒のボールペン）

ク 眼鏡等 裸眼視力が免許の種類に掲げる基準値以下の方は必要です。

(5) 申請手数料 1, 900円/1種類
（免許の種類ごとに申請手数料が必要。）

(6) 受講手数料（受講される更新時講習の種類に応じた手数料が必要。）

- ・ 優良運転者講習 500円
- ・ 一般運転者(A)講習 800円
- ・ 違反運転者(B)講習 1,350円
- ・ 初回更新者講習 1,350円

（案内ハガキ）

※ 年令が70歳以上の方は高齢者講習終了証明書が必要です。詳しくは高齢者講習通知書をご確認ください。

(7) 免許証交付手数料 2,050円

免許の種類を複数に申請される場合、1種類増える毎に200円増額となります。

※ IC免許証は暗証番号登録（4桁の数字を2組）を必要とします。あらかじめお考えのご準備願います。
（他人に知られやすい番号は避けてください）

■ 注意事項

- (1) 失効した免許証で運転すると無免許運転になります。
- (2) 失効後3年を超えますと最初から試験を受け直すことになります。
- (3) 初心運転者制度から再試験該当者は、この試験の一部免除適用を受けることはできません。
- (4) 免許証の交付は、更新時講習と同様の講習を受けなければ交付されません。
※ お問い合わせは、運転免許課 試験係（☎0744-25-5224）へお尋ねください。
番号はよく確かめのうえダイヤルしてください。